第31189号 令和７年８月26日	〃	KGM201	〃	〃	〃	
第31192号 令和７年８月26日	Sorghum Moench	信雪（しんゆき）MSP60	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	〃	〃	

第31193号 令和７年８月26日	〃	信雪（しんゆき）MSF60	〃	〃	〃	
第31194号 令和７年８月26日	〃	04SK2-11	〃	〃	〃	
第31195号 令和７年８月26日	Veronica peduncularis M. Bieb.	カミホン　コバブルー	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	〃	〃	

○農林水産省告示第千二百五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	（略）	（略）
	斜里郡斜里町	豊倉（百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、二百五十一番並びに二百五十二番に限る。）、中斜里（七十三番二から五まで、七十四番一及び四、七十五番三及び五、七十六番一、二、四及び十から十二まで並びに七十七番一、二、七及び八に限る。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来運（一番一から八まで、二番一から七まで、三番一から十二まで、四番一、二及び四から十一まで、八番一から六まで及び八から十二まで、九番一から四まで及び七、十番一から十まで、十一番一から三まで、十二番一から五まで、十三番、二十八番一から五まで、二十九番、三十番、三十一番一から三まで及

改正前

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	（略）	（略）
	斜里郡斜里町	豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。）、中斜里（北海道道千号線及び北海道道八百二十七号線以北の地域並びに三十八番一、三、六、九から十三まで、十六、十七、十九及び二十四、三十九番四から九まで、十二から二十二まで、二十五から三十五まで、三十八、五十一から六十三まで、六十五から七十三まで、七十六、七十七、七十九から八十二まで及び八十四、五十四番二及び四、五十五番一から